

令和5年3月  
警 察 庁

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和5年1月20日から同年2月18日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、553件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

#### 1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省令第1号）
- (4) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）

#### 2 命令等の案を公示した日

令和5年1月20日

#### 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

#### 4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 553件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	540件
電子メール	12件
郵送	1件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」関係

特定小型原動機付自転車に係る反則行為に対しては、

- 歩道徐行等義務違反の反則金の額が3千円とあるが、より強い効力のあ  
る金額にするべきである。

といった御意見がありました。

反則金の額については、歩道徐行等義務違反と同一の罰則（2万円以下の罰金又は科料）とされている反則行為に係る原動機付自転車の反則金の額を踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

(1) 特定小型原動機付自転車の車体の大きさ及び構造の基準

ア 特定小型原動機付自転車の車体の大きさに対しては、

- 道路の円滑な交通を妨げ、渋滞を誘発する原因となり得るため、車  
体の大きさの基準を見直すべき。
- 身体障害者用の車椅子の利用者が利用できるように、車体の幅の基  
準を緩和すべきではないか。

といった御意見がありました。

特定小型原動機付自転車の車体の大きさの基準については、自転車道における他の車両の通行を妨げないよう、自転車道を通行することができる自転車の車体の大きさの基準を踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

イ 特定小型原動機付自転車の車体の構造に対しては、

- 原動機として、電動機が用いられることが想定されているが、ガソ  
リンタイプやハイブリッドタイプ、今後出る可能性のある水素エンジ  
ンタイプ等の原動機についても対応できるようにしてほしい。

- 走行中であっても性能上の最高速度の設定を変更可能にしていきたい。
  - 衛星に基づく位置情報等を活用するなどして、車両の速度を一時的に制限させるような技術の導入が可能となるよう、構造上の最高速度の設定を走行中に変更できないこととするのは、20キロメートル毎時の設定と6キロメートル毎時の設定の間のみとしていただきたい。
  - 最高速度表示灯の緑色の点灯・点滅では、車両区分を判別しづらい。前照灯の点灯の有無とし、車道通行時は原動機付自転車と同様に前照灯は常時点灯、歩道通行時は前照灯を消灯とすべき。
  - ドライブレコーダーの装着を義務付けるべき。
- といった御意見がありました。

特定小型原動機付自転車の原動機の種類については、特定小型原動機付自転車が電動機を用いてその性能上の最高速度（以下「性能最高速度」といいます。）を制御することを前提としていることから、電動機に限ることとしたものです。

次に、特定小型原動機付自転車の性能最高速度の設定の変更については、他の交通主体から見た従うべき交通ルールの明確性とその運転に必要なとなる運転技能の観点から、原案のとおり定めることとしたものです。

また、特定小型原動機付自転車の最高速度表示灯については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定により備えなければならないこととされています。これにより、他の車両の種類と区別でき、また、歩道等を通行できる状態であるかが外観上明らかとなるため、原案のとおり定めることとしたものです。

ドライブレコーダーについては、一般的に、交通事故等が発生した際の事実関係の立証等を明確にするために、運転者が自主的に設置するものと認識しておりますが、警察としてもドライブレコーダーの普及促進について広報啓発を引き続き行ってまいります。

- (2) 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に関する基準に対しては、

- 歩道を通行する場合には、5キロメートル毎時以下に限定すべき。
- 自転車通行可の歩道について、15キロメートル毎時ほどで通行できるようにしてもらいたい。
- 歩道通行時には警告音を発することを義務付けるべき。

といった御意見がありました。

特例特定小型原動機付自転車の性能最高速度については、歩道を通行することができる他の車の性能最高速度を踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

また、特例特定小型原動機付自転車が歩道通行する際の警告音については、その有用性が明らかでないこと等から、義務付ける必要があるとは考えておりません。

(3) 別記様式第1の2の2に対しては、

- 車道を通行する特定小型原動機付自転車について、「歩行者・自転車専用」の標示が附置された信号機に従う方式は見直していただきたい。

といった御意見がありました。

「歩行者・自転車専用」の標示の設置箇所については、道路環境等を踏まえ、引き続き見直しに努めてまいります。道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」といいます。）により、特定小型原動機付自転車については、基本的に自転車と同様の交通ルールを適用することとしたことから、信号の意味についても、自転車と同様に取り扱うこととしたものです。

### 3 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」関係

(1) 「車両の種類（503—A）」を表示する補助標識の意味に対しては、

- 規制標識「一方通行」等に「自転車を除く」等と記載された補助標識が附置されているものがあるが、この補助標識の意味に特定小型原動機付自転車が含まれるかが分かりにくい。

といった御意見がありました。

改正法により、特定小型原動機付自転車については、基本的に自転車と同様の交通ルールを適用することとしたことから、現に設置されている道路標識等を合理的に活用した上で、基本的に自転車と同様に取り扱うこととしたものです。

(2) 車両の種類「特定小型原動機付自転車」及び「特例特定小型原動機付自転車」の略称に対しては、

- 小型であることを標識上明確にし、従来からの略称である「小二輪」との整合性を持たせる観点から、特定小型原動機付自転車の略称は「特小原付」と、特例特定小型原動機付自転車の略称は「特例特小原付」とすべき。

といった御意見がありました。

交通規制の対象を瞬時に識別できるようにするという略称の性格を踏まえ、他の交通主体と区別できる程度に端的なものとするため、原案のとおり定めることとしたものです。

#### 4 「指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案」関係

同規則案に対する御意見はございませんでした。

#### 5 その他

本政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、

- 改正法により、特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないこととしたことに関する御意見
- 改正法により、特定小型原動機付自転車の運転者の乗車用ヘルメットの着用を努力義務としたことに関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。